

**平成26年度
医療福祉従事者奨学生**

甌島地域における将来的な医療従事者などの確保のため、市の奨学資金の貸与制度があります。

主な制度概要については、次の通りです。

【職種・定員】

▼医師 11人

▼看護師(准看護師含む)、介護福祉士、管理栄養士 11人

【対象】 将来、甌島地域の医療施設などに勤務する意思を持ち、現在、大学、短期大学、専門学校、高校などに在学している学生

*医師の場合は、卒後臨床研修医、大学院生も対象となります。

*同種の資金の貸与または給付を受けている方は対象外です。

【貸与額】

▼医師 11月額15万円

▼看護師、介護福祉士、管理栄養士 11月額5万円

*4月分から支給します。
*連帯保証人2人(うち1人は県内在住者)が必要です。

【奨学資金の返還免除】 甌島地域の医療施設などに次の期間従事すると、貸与を受けた奨学資金の全額が免除されます。

▼医師 11貸与期間6年以下の場合
合は3年間、6年を超える場合は5年間

▼看護師、介護福祉士、管理栄養士 115年間

【奨学資金の返還】 甌島地域の医療施設などに従事できない場合は、貸与を受けた奨学資金を返還しなければなりません(ただし、甌島に就業する医療施設などがない場合を除く)。

【申込締切】 9月30日(火)必着
*定員になり次第、締め切る場合があります。

【申込方法】 問合せ先へ直接請求または市ホームページにある申込用紙に必要事項を記入の上、直接または送付で申し込み

【申込・問合せ先】 〒895-0055 西開聞町6-10 市民健康課甌島医療G(川内保健センター内)

☎(22)8848

相談



行政書士による無料相談

お悩みの方は、お気軽にご相談ください。

【時】

▼5月18日(日)10時~15時

▼6月1日(日)10時~15時

【所】 プラッセだいわ川内店
2階 会議室(矢倉町)

【内容】 相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続全般支援

*予約した方を優先しますので、電話でご予約ください。

【予約・問合せ先】 行政書士民事法務研究会事務局

☎099(253)0911

行政書士会

川薩地区支部会員による無料相談会

支部所属の会員が交代で相談に当たります。秘密は固く守られます。



【時】 5月31日(土)10時~15時

【所】 川内文化ホール

【内容】 相続、遺言、財産管理、成年後見、交通事故、離婚問題、法的書類作成、行政手続の相談

【予約・問合せ先】 鹿児島県行政書士会川薩地区支部 針山

☎(27)1107

☎090(6162)2970

巡回児童相談

【時】 6月17日(火)~18日(水)

【所】 サン・アビリティーズ川内(永利町)

【内容】 療育手帳の(再)判定、特別児童扶養手当の診断に関すること 他

【対象】 18歳未満の方

【申込締切】 5月30日(金)

【申込方法】 電話

【申込・問合せ先】 本庁障害・社会福祉課障害福祉G(内線2161)または各支所地域振興課

お知らせ



都市計画道路の計画変更図書の縦覧

川内都市計画道路中郷五代線の計画変更した内容について、次のとおり関係図書の縦覧を行っています。

*概要は市ホームページをご覧ください。

【時】 8時30分~17時15分

*閉庁日は除く

【縦覧場所】 本庁3階 都市計画課

【問合せ先】 本庁都市計画課都市計画G(内線3422)

公園名の変更

日頃よりご利用いただいている榑脇地域「藤本農村公園」の名称を、平成26年4月1日より「藤本滝公園」に変更しました。

【問合せ先】 本庁建設整備課公園緑地G(内線3223)

販売士(3級)検定試験

【時】 7月12日(土)

【所】 川内商工会議所2階

【受検料】 4120円

【申込期間】 5月26日(月)~6月19日(木)

【申込方法】 直接

【申込・問合せ先】 川内商工会議所 総務部

☎(22)2267

**環境保全型農業
直接支援事業説明会**

環境保全型農業に取り組んでいる農業者に対して、支援事業の説明を行います。



【時】 5月20日(火)14時から

【所】 川内文化ホール 第6会議室

【対象】 エコファーマー※有機農業者

※エコファーマー 持続農業法に基づいて、化学肥料や農薬の使用を減らした農家で、各都道府県知事が認定した農家

【申込方法】 電話

【申込・問合せ先】 本庁農政課宮農指導G(内線4462)

河川愛護月間が始まります

5月21日(水)から6月20日(金)の期間は「河川愛護月間」です。



これは、市民の皆さまに対して河川愛護思想の普及・啓発を行い、河川を大切にし、きれいにする気運を高めていただくものです。

また同時に、皆さまの自主的な河川愛護作業の実施など、河川に対するご理解とご協力を得ながら、良好な河川環境の保全・創出を図ることを目的としています。

皆さまのご協力をお願いします。

【問合せ】 本庁建設維持課建設管理G(内線3333)または各支所地域振興課

危険廃屋等解体撤去促進事業補助金制度が始まります

適切な管理が行われていない危険廃屋などが防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。市では、危険廃屋などを解体撤去する方に対して、予算の範

囲内において補助金を交付します。

【対象廃屋】

▼危険廃屋 状態が著しく不良であり、かつ周囲に危険を及ぼすおそれがある建築物

▼認定廃屋 状態が不良であり、かつ判定委員会により認定された建築物

▼景観支障廃屋 危険廃屋・認定廃屋のうち甌島に所在する建築物

【補助対象者】

▼市内に所在する危険廃屋などの所有者または所有者からの委任者

▼その他市長が適当と認める方を市税を滞納していない方

▼【対象工事】 市内に本店または営業所を有し、かつ解体工事の資格を持つ業者に依頼する30万円以上の危険廃屋などの解体撤去工事

【補助金額】

▼危険廃屋・認定廃屋 工事経費の3分の1(補助上限額30万円)

▼景観支障廃屋 工事経費の3分の2(補助上限額60万円)

【申請開始】

6月30日(月)

【申請受付場所】

本庁建築住宅課または甌島4支所地域振興課

【注意事項】

交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

合は、補助金は交付されません。

【対象工事】

▼対象工事になるには一定の要件を満たす必要があります。

▼解体撤去完了の日から3年内に土地の売却または建設の計画があるものは対象となりません。

▼詳細については、受付窓口またはホームページでご確認ください。

【問合せ】

本庁建築住宅課建築指導G(内線3642)

空き家改修支援事業

平成26年度から市内の空き家を有効利用し、豊かな地域づくりを推進することを目的に、空き家の改修に係る費用の一部を助成します。制度を利用される場合には、事前の申請が必要となります。



【対象の空き家】 市内に所在し、3年以上継続して居住者がいない住宅で、かつ建築後10年以上経過した共同住宅および宅地建物取引業者が管理する借家住宅以外の住宅

【申請期間】 6月2日(月)～6月30日(月) 8時30分～17時15分

【申請場所】 本庁企画政策課または各支所地域振興課

対象者	地区コミュニティ協議会・自治会	個人
対象者別改修目的	地域課題を解消する目的で、空き家を賃借し、改修するもの	居住目的の空き家所有者あるいは、使用貸借または賃貸借で空き家を改修する個人
補助率	3/4	1/3
補助金上限額	300万円	40万円
補助条件	改修後、5年以上の利用	改修後、3年以上の居住

- 【申請書類】
- 申請者の住民票
 - 住宅所有者を明らかにする書類
 - 市税などの滞納がない証明書
 - 事業計画書
 - 工事見積書
 - 誓約書
 - 工事箇所および内容のわかる図面など
 - 住宅全体および工事予定箇所

の写真

⑨借受人を明らかにする書類の写し

⑩空き家所有者の確認書

⑪団体の定款、規約、会則

【注意事項】

▼補助金の交付は、同一住宅について1回限りです。

▼申請は、改修工事の着手前に行うことが必要です。

▼申請件数が予算額を超えた場合は、抽選となります。

*制度の詳細については、ホームページでも見ることができます。

【問合せ】 本庁企画政策課企画総務G(内線4821)

都市計画道路関係図書の縦覧

川内都市計画道路事業(駅前白和線)の認可の変更に伴い、関係図書の縦覧を行っています。

【時】 平成30年3月31日までの8時30分～17時15分

*土・日・祝日を除く

【縦覧場所】 本庁3階 建設整備課

【縦覧内容】 都市計画道路3・4・11号駅前白和線(鳥追町ならびに横馬場町字横馬場および字春田地内)

【問合せ】 本庁建設整備課道路河川G(内線3222)